

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市南区上鳥羽上調子町2番地の2					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	積水化学工業株式会社 環境ライフラインカンパニー京都研究所 所長 清田芳博					
事業者の主たる業種	化学製品の研究開発					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成 20年 4月 ～ 平成 23年 3月					
基本方針	省エネルギーの推進、廃棄物の適正管理、ISO14001（環境マネジメントシステム）のスパイラルアップ					
推進体制	所長を統括管理責任者とし環境管理委員会を設置全体及び各部署の計画策定・進捗管理体制を構築					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	京都研究所				
	取得年月日	平成12年1月11日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～23	全体	省エネルギーの推進・一般電灯コンセントの電気使用量の削減。 昼休みの居室照明の消灯。 空調温度抑制により省エネをはかる（冷房設定温度28℃・暖房設定温度21℃）。			
	20～23	全体	産業廃棄物の削減			
	20～23	エネティイティ設備	給湯・空調設備の省エネ機器への更新を行いエネルギー使用量を削減する。 蒸気ボイラー設備を廃止し都市ガス使用量を削減する			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （H19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （H22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	4,306 t	4,176 t	-3.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 4,306 t	*2 4,176 t	-3.0 %		
	目標設定の考え方					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	京都研究所	二酸化炭素換算 延床面積	0.1140	0.1106	-3.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	延床面積 = 37762㎡					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等				
		（二酸化炭素換算）				
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
削減量等合計	（購入量）	kwh	（削減量）	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 4,306 t	*2-(*3) 4176 t	-3 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1) 南山城村『山の森』森林保全活動への参画（積水化学関西エリアグループ協働） 2) 昼休み世界一斉消灯（積水化学グループ全社活動）					
特記事項	当研究所では、2000年にISO14001認証を取得、2005年にはゼロエミッションを達成環境に配慮した事業を行っている。 当研究所では2003年よりエネルギー管理指定工場としてエネルギー使用の合理化を推進しており省エネルギー活動を推進している。 当研究所では2005年より京都府・京都市の温暖化対策条例による削減対策を進めている。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。